

第12回産業動物臨床・家畜共済委員会の会議概要 (産業動物臨床部会常設委員会)

I 日時 平成23年5月25日(水) 13:30～17:00

II 場所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員】

委員長	山根 義久	日本獣医師会会長
副委員長	横尾 彰	日本獣医師会理事 (産業動物臨床副部長)
	一澤 正	茨城県獣医師会理事 (茨城県農業共済組合連合会事業部審査役)
	日下 雅人	徳島県獣医師会理事 (徳島県農業共済組合連合会家畜診療所所長)
	近藤 信雄	日本獣医師会理事 (動物福祉愛護部会長) (岐阜県獣医師会会長)
	酒井 淳一	山形県獣医師会 (山形県農業共済組合連合会参事)
	菅澤 勝則	千葉県獣医師会副会長 (千葉県農業共済組合連合会家畜部長)
	出口 喜雄	福井県獣医師会 (福井県農業共済組合家畜診療所総括所長)
	濱名 張彦	北海道獣医師会理事 (北海道農業共済組合連合会参事)
	西崎 完治	岡山県獣医師会理事 (岡山県農業共済組合連合会家畜部長)
	三野 營治郎	三重県獣医師会会長
(欠席)		
	麻生 哲	大分県獣医師会会長
	上山 功	兵庫県獣医師会 (兵庫県農業共済組合連合会参事)
	佐々木 春男	福島県獣医師会 (佐々木家畜医院院長)

【関係省庁】

農林水産省	川島 俊郎	消費・安全局動物衛生課長
農林水産省	荻窪 恭明	消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐 (獣医事担当)
農林水産省	三上 稚夫	経営局保険監理官補佐 (家畜指導班担当)

【本会】 大森 伸男 専務理事

IV 議 事

- 1 第 11 回産業動物・家畜共済委員会の協議結果（報告）
- 2 家畜伝染病予防法の一部改正について（説明）
- 3 家畜共済診療点数表の改正及び家畜共済の病傷事故給付基準の改正について（説明）
- 4 今期委員会報告の取りまとめについて（協議）
- 5 獣医療提供体制整備推進総合対策事業の推進について（報告）

V 会議概要

(1) 山根会長から、大要以下の挨拶がなされた。

ア ご多忙の中、ご参集いただいた委員各位のほか、農林水産省からも、欧州から帰国直後の川島動物衛生課長をはじめ、3名出席いただき感謝する。

ご存知のとおり、平成 22 年度は、4 月から宮崎県で口蹄疫が発生し、続いて、各県で高病原性鳥インフルエンザが発生した。さらに、年度末の 3 月 11 日には東日本大震災に見舞われた。私も、2 回東北の被災地へ行き、つぶさに見てきたが、悲惨な状況であり、復旧の見通しもつかないと感じたが、日本が一丸となって取り組めば、これまで艱難辛苦に耐えてきたのだから、おそらく乗り越えられるとは思っている。家畜、伴侶動物も相当な被害を受けていた。一番心配なのは、原発問題がいつ解決するかである。農林水産省も相当苦労をされているようだが、出来るだけ早いうちに、少しでも正常に戻ることを願っている。獣医師会としても、早速、環境省から正式な文書をいただき、ボランティアを募り、相当数の応募があったと報告を聞いている。適正な手続きの上で、獣医師会としても、国民のために寄与すべきであると思っているので、ご理解ご支援のほど、よろしくお願いしたい。

また、家畜ということになると、家畜共済とは、切っても切れない関係である。今後の制度のあり方等の検討についても、皆さんのお力添えで、乗り切っていけたらと思う次第である。今日は実りある会議であることを祈念し挨拶に代えさせていただきます。

1 第 11 回産業動物・家畜共済委員会の協議結果（報告）

事務局から、第 11 回委員会では、以下の内容の協議・報告が行われた旨が報告され、了承された。

- (1) 第 10 回産業動物・家畜共済委員会の協議結果（報告）
- (2) 今期委員会報告の取りまとめについて（協議）
- (3) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業の推進について（報告）

2 家畜伝染病予防法の一部改正について（説明）

(1) 農林水産省消費・安全局の川島動物衛生課長から、配布資料「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の概要」を基に説明が行われた。主な内容は以下の項目。

- ①国と都道府県等の役割分担の在り方、②防疫指針の在り方、③我が国へのウイル

ス侵入防止措置の在り方、④畜産農家のウイルス侵入防止措置の在り方、⑤発生時に備えた準備の在り方、⑥患畜の早期発見・通報の在り方、⑦国の財政支援の在り方、⑧消毒の設置場所を通行する車両の消毒等、⑨患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分等、⑩防疫の観点からの畜産の在り方、⑪その他、⑫施行期日。

(2) その後、質疑応答・意見交換が行われた。

ア 「11 その他」の(5)野生動物から家畜への件について、環境省がイニシアチブをとるのか、との質問に対し、川島課長から「疾病により対応が異なるが、環境省と連絡を取り合いながら、現場が混乱しないように対応したい。」旨回答された。

イ 「5 発生時に備えた準備の在り方」(3)において、家畜の所有者が埋却地の確保とされているが、特に養豚農家では、多頭化が著しく、埋却可能な土地がわずかしかない。その様な場合、国や県の公用地が提供される余地はあるのか、との質問に対し、「埋却地の確保は、改正法の中でも、一義的には、所有者が確保するのが基本とされているが、確保できない場合には、努力していただく一方で、公有地の活用も必要だろうと考える。」旨回答された。

ウ 万が一発生した時には、埋却ではなく焼却施設を作るとの前大臣の発言を聞いたが、その件の取扱いはどうなったのか、との質問に対し、「既存の焼却施設等を活用するのが基本である。焼却となると、牛豚は実態としてはなかなか難しい。

レンダリング処理施設の活用も考えているが、実際、スピードの面では、大家畜は埋却に勝るものが無い。大動物については、埋却地を事前に準備しておくのが必須ではないか。その他は補完的である。」旨回答された。

エ 殺処分の方法について、①殺処分を効率的にする方法、②対外的に（畜産業の外という意味で）認められるような殺処分の方法を国のレベルでも是非検討いただきたい、との意見に対して「家畜福祉に配慮した形での殺処分の方法というのは重要だと思う。一方で、スピード勝負の部分もあり、様々な条件を考えていかねばならないと思っている。家畜のストレスの軽減等、諸外国の例も参考にしながら、検討したいと思う。」旨回答された。

オ 「9 患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分等」について、「予防殺」の場合、国の補償内容はどうなるのかとの質問に対して「基本的には全額補償。特措法での対応と同じ内容である。」旨回答された。

3 家畜共済診療点数表の改正及び家畜共済の病傷事故給付基準の改正について(説明)

(1) 農林水産省経営局保険監理官補佐の三上家畜指導班長から、家畜共済診療点数表の改正について、食料・農業・農村政策審議会農業共済部会 家畜共済小委員会での資料及び、食料・農業・農村政策審議会農業共済部会での資料を基に説明が行われた。また、家畜共済病傷事故給付基準の改正については、新旧対照表を基に説明が行われた。

(2) 質疑応答として、家畜診療所の獣医師は、と畜場に提出する証明書に対して、診断書料・検案書料を取れない。検案の場合、往診料も取れない。他方、指定獣医師

- の場合は可能という矛盾があるとの意見に対して、次のような意見交換があった。
- ア かつては、死亡確認は獣医師が行う必要があったから、保険金は給付されていた。現状では、獣医師でなくても良くなったということか。生死の判断は団体に責任を取れば良い訳で、獣医師が診なければ、生死がわからないということではないという考え方である。この考え方は根底から変える必要がある。団体の業務勘定が苦しいことを承知の上で、そこから負担を求めるということになる。これでは、団体の獣医師をただ働きさせるとともに、社会的地位を下げることとなる。
- イ 団体と団体の診療所では、一緒になって事故確認業務を行っている。死亡確認に診療所が関わらなくて良いという指摘であれば、診断書は要らないということではないか。
- ウ 三上班長からは、以下の内容の返答があった。
家畜診療所の場合、共済団体の責任で、業務として死亡確認をしていることから、やはり業務勘定から充当していただきたい。団体の獣医師と開業の獣医師を別々に考える必要があるのかとの問題もある。要領では獣医師が死亡確認することになっており、獣医師であれば、診療簿は作らなければいけない。これは獣医師法で決まっている。団体内では診療簿があれば診断書（検案書）は必要ない。今回、根本から大きく変更したので、直ぐに改正することは難しいが、事務の簡素化も含めて、新たな形に業務を見直していきたい、というのが正直な思いである。種々不都合が生じているのかもしれないが、今後10年も20年もこのままという訳ではない。
- エ 横尾副委員長から、現場の意見、苦しい状況、矛盾等をおわかりいただけたかと思うので、それを受けて検討していただきたいとされた。

(3)「家畜共済勤務獣医師の業務量と技術料」について、北海道、山形、千葉、岡山における実績やモデルケースから調べた資料が参考資料として配布された。

4 今期委員会報告の取りまとめについて（協議）

(1)資料の今期委員会報告書「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて(案)」を基に、意見交換・協議が行われ、主な意見等は以下のとおりであった。

ア 「1 はじめに」

都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（「都道府県計画」）については、「平成23年度内に策定することとされている。」とする。

イ 「2 産業動物診療獣医師の確保」

(ア)「(1) 獣医学教育の改善」

「エ 産業動物臨床センターの設置」については、各委員が各々の名称で取り上げていたが、ここでまとめて記述した。

(イ)「(2) 産業動物分野への獣医師の誘導を図るための措置を質・量ともに充実」

- a 産業動物臨床・家畜共済委員会としては、公衆衛生の記述が多く見えるので、本来の産業動物臨床獣医師への誘導がぼやけてしまうのではないか。
- b 例えば公務員であれば、都道府県等自治体側の人事で考慮してもらおう。それでも駄目なら、何らかの措置を考えるべきではないか。
- c 獣医療提供体制整備基本計画にも関わってくる。どこかの分野が忙しくなれば、他からの支援・協力が必要となるため、柔軟な対応を求められる。報告書の記述としては、例えば、「産業動物分野へ獣医師を誘導するためには他分野の獣医師需給にも配慮することが必要でもある。公衆衛生分野や野生動物分野との連携・調整も必要である。」と整理してはどうか。

(ウ) 「(3) 産業動物分野における労働をめぐる環境の改善 (職場環境の整備)」

a 「ア 産業動物獣医師の処遇改善」

(a) 「(ア) 家畜共済の家畜診療点数表の改善」

- i できる限り算出の基準を明確にする意味で、客観的基準という言葉を入れて欲しい。
- ii 点数表だけ見ると、「何が適正か？」ということになってしまう。改善へのアプローチの仕方としては処遇の問題や獣医師の給料の問題の中で何が出来るのか。共済の獣医師の場合は事務費から充当することが出来るかもしれない。多面的なアプローチが必要。

(b) 「(イ) 獣医師雇上手当の改善」

12,850 円を削り、目安として、今回調査したモデルケースの額 (3 万～3 万 5 千円) を入れてはどうか。

b 「イ 地域ネットワークの構築」

タイトルを「地域における産業動物職域獣医師ネットワークの構築」とすることで了承された。

ウ 「5 家畜共済事業の整備・充実」

「(4) 事務合理化への具体的提案」については、「ア 家畜共済獣医師登録制度の創設」、「イ 家畜の死廃事故確認業務の合理化」、「ウ 家畜の損害額算定の合理化」のいずれも文末の語尾を断定的ではなく、「検討が必要である。」とすることとされた。

エ 「6 地域の実情を踏まえた産業動物獣医療提供体制の整備」

「(2) 緊急時における官民が連携した防疫体制の整備」

はじめに関係機関の連携・再構築を加筆することとされた。

オ 「7 さいごに」

冒頭、平成 22 年を平成 23 年に訂正。

- (2) 報告の取りまとめについては、本会議の議事概要を作成後、横尾委員長代理、近藤委員、事務局に一任いただき再整理した上で、最終報告案を委員各位に配布することとなった。

5 獣医療提供体制整備推進総合対策事業の推進について（報告）

- (1) 事務局及び横尾副委員長から、獣医療提供体制整備推進総合対策事業の内容について説明が行われた。今年度は特に、社団法人全国農業共済協会が、獣医療提供体制整備推進協議会に加入し、より実効性があることが期待される。昨年度、参加者の少なかった実習、例えば、新規獣医師向けの実習、管理獣医師向けの実習、高度獣医療に関する実習等については、委員各位の所属組織を通じて、是非参加を募っていただきたい旨の協力が今年度も求められた。

VI まとめ

- 1 横尾委員長代理から、以下の挨拶がなされた。
途中で部会長が退任されて突然の代理となり、戸惑ったが、途中から近藤委員にも尽力いただき、皆様のご協力により、報告書の形に纏められそうであり、感謝している。この委員会は、もっと早い時期に開催する予定であったが、震災もあり、色々と調整が難しく、ようやく、総会前に開催することができた。
各都道府県における獣医療基本計画は、平成23年度内に策定しなければならないので、委員各位も各県で委員会での意見を反映させて欲しい。
- 2 また、近藤委員からは、以下の挨拶があった。
途中から横尾委員長代理の補佐役を務めさせていただいたが、十分に任務を果たすことができなかつたのではないかと反省している。
この2年間、委員の方々に、産業動物獣医療の提供体制の整備という中で、これからの産業動物獣医師の目指す方向を、まとめていただいた。
産業動物獣医師は、日本の獣医師の中でも、これまで基幹的な役割を担ってきたが、BSE以降さらに重責を増し、口蹄疫、鳥インフルエンザ等、産業動物獣医師が関与しているが、発生防止に積極的に取り組んでいける体制の整備ができればとつくづく感じている。これからも委員の方々それぞれの、産業動物、畜産業に対する思いの実現に向けて力を発揮していただきたい。